



# 過労死等防止対策推進

## 厚労省主催 シンポジウム岐阜会場の報告

11月13日、ワークプラザ岐阜で厚生労働省主催の標記シンポが約400人の参加で開かれました。会では「遺族の声」として、伊藤左紀子さんが「公務外認定取り消し訴訟結果報告」をされ、岐阜市からは人事課長が「岐阜市役所の過労死等防止に関する取組について」報告されました。また、岩井羊一弁護士（伊藤弁護団）が「地方自治体の過労死防止に関する取組について」報告され、民間企業の「遺族の声」吉田典子（母親）さんが「私の陽介はどうして死んでしまったの?」との訴えをされました。以下は、伊藤左紀子さんの報告です。

### 伊藤左紀子さんの報告 「基金は真の救済機関たれ」

2007年に夫哲が自死し、丸10年にわずか4ヶ月を残した2017年7月21日、基金岐阜支部担当者は、公務災害認定通知書を持参し我が家を訪問しました。A4サイズ1枚の用紙には、「審査の結果、公務上の災害と認定したので通知します。」とあるだけの認定理由記載もなく、10行もないその文面からは、長きに渡った事の謝罪も反省も伺えません。驚くばかりです。

基金は、公務災害認定請求して以来、この10年、私の主張を全面否定し切捨て続け、基金の対応の不誠実さと理不尽さを思い知りました。

昨年12月の地裁判決で90%以上認められ勝訴しましたが、今年1月6日期限ぎりぎりまで控訴し、またしてもどん底に落とされました。本来の地方公務員災害補償基金は、地方公務員を救済する機関であるはずなのに、裁判で90%以上認められ勝訴（伊藤さんが）したものを控訴までして争う意味が分かりませんでした。

それでも地裁に続き、今年7月6日の高裁判決も地裁より一層、私の主張をほぼ認める判決内容で、司法には二度救われました。その後、基金が上告期限ぎりぎりまで上告を断念し、哲の死を公務災害と認めたことで、4年かかった裁判でしたが、やっと長い戦いを終え、8月15日に哲の10年祭（神道）を行なうことができました。

公務災害認定裁判は、国と戦っているようなもので、決定権が地方になく、現場を見たこともない国に本当にたらいまわしにされました。裁判で戦うのが、過酷なものだと思知らされました。何故、基金は初めから公務外ありきの前提なのでしょうか。地方公務員を救済することを目的とするならば、被災した公務員の立場を重んじ、公務災害だという前提で審査を始めれば、こんなに長きに渡って時間を費やすことはなかったでしょう。これを機に基金は姿勢をただし、本当の意味で地方公務員とその家族の救済機関になって頂きたいです。（裏面につづく）

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

# 5年もかかる審査会 (おもて面から続き)

原因の一つは、基金支部、本部、支部審査会、本部審査会と進めていくことで既に5年を要し、そこまできないと裁判を起こすことが出来ないことです。これを改めるべきです。基金が血の通った人間が運営する機関なら、働く人の命を重く受け止め、公務外ありきの前提を改め、公平で公正な認定をするためにも現地調査を実施し、何年も時間ばかりを費やすことがないように迅速な対応を切望します。

## 前川 前文部事務次官 の 言葉

6月23日、日本記者クラブの記者会見で前川前文部事務次官が後輩の役人に向けて残した言葉「公務員として仕事をしているとはいえ、個人の尊厳を持った存在であることを忘れるべきではありません。自分の信念とか思想とか信条とか良心とかいうものは、きちんと自分のものとして持っていなければいけない。これが個人の尊厳ということ、を訴えたい。」公務員として自分に忠実であった哲の生き方を肯定する言葉で感動しました。その意味で、岐阜市役所で行なわれた「後関」という行為は、個人の尊厳を蹂躪するパワハラであると言わざるを得ません。岐阜市役所では、哲の亡くなる前から現在まで連続と毎年一人の職員が自死しています、市の職員安全配慮義務違反を強く感じます。基金も市役所も本当に一人一人の職員の尊厳を重んじて頂きたいです。(中略)

## パワハラのない職場に

公務による不幸な自死をなくするためにも岐阜市役所には、哲への謝罪と、哲の命日前後2週間をパワハラ防止強化週間として命名すること及び、過労死のない職場にする対策などを申し入れました。

9月10日に、市長が訪問(伊藤宅を)し、哲の霊前に手を合わせ謝罪、私の申し入れを全面的に受け入れ、11月1日から実施されることになりました。市役所が前向きに取り組んでいくことで、過労死がなくなることが、哲と私のいちばんの願いです。

過労死シンポジウムに参加される皆さんが知恵を出し合い、私のような大切な家族を亡くすことのない社会にしていくことは、過労死シンポジウムの大きな目的だと思います。

注 ( ) は松原のりかず



松原のりかず  
☎058-253-2500